

財団法人名古屋市民休暇村管理公社個人情報保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人の権利利益を保護するため、財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「公社」という。）の保有する個人情報の適正な取扱いに関する基本的な事項を定めるものとする。

(個人情報の範囲)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

(職員の責務)

第3条 公社の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(収集の制限)

第4条 公社は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集するものとする。

2 公社は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集するものとする。

3 公社は、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例に定めがあるとき。

(2) 本人の同意を得ているとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(4) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する急迫の危険を避けるためやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難なとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、本人以外から収集することに相当の理由があると認められるとき。

4 公社は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある事項に係る個人情報を収集しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例に定めがあるとき。

(2) 事務の目的達成に必要不可欠であると認められるとき。

(適正管理)

第5条 公社は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

2 公社は、個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

3 公社は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去するものとする。

(利用及び提供の制限)

第6条 公社は、個人情報取扱事務の範囲を超えて、個人情報を利用し、又は提供しないものと

する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意を得ているとき又は本人へ提供するとき。
- (3) 公表することを目的として作成し、又は取得したとき。
- (4) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する急迫の危険を避けるためやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

2 会社は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 会社は、第1項ただし書の規定により、会社以外のものへ個人情報を提供するときは、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(電子計算機処理の制限)

第7条 会社は、第4条第4項に規定する個人情報の電子計算機処理をしないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (2) 事務の目的達成に必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(事務処理の委託に伴う措置)

第8条 会社は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報取扱事務整理票)

第9条 会社は、個人情報取扱事務（会社の職員又は職員であった者に係るものを除く。）について、個人情報取扱事務整理票（別記様式）を作成するものとする。

2 個人情報取扱事務整理票について閲覧の申出があったときは、これに応ずるものとする。

(自己情報の開示)

第10条 会社は、その保有する個人情報について、開示の申出があったときは、申し出た者が申出に係る個人情報の本人であることを確認したうえで、これに応ずるものとする。ただし、開示をしようとする個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により、明らかに本人に開示をすることができないとされている情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、本人に開示をしないことが正当であると認められるもの
- (3) 開示をすることにより、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (4) 開示をすることにより、会社の事務の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

(開示の申出に対する通知)

第11条 会社は、開示の申出があったときは、当該申出があった日の翌日から起算して14日以内に、開示の申出に係る個人情報の開示をする旨又はしない旨を開示の申出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に通知することができないときは、その理由がやんだ後、通知するものとする。

2 会社は、開示する旨の通知をしたときは、速やかに開示の申出をした者に対して当該個人情報を開示するものとする。

(自己情報の訂正)

第12条 会社は、開示を受けた個人情報について訂正の申出があった場合において、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、申し出た者が申出に係る個人情報の本人であることを確認したうえで、これに応ずるものとする。

(訂正の申出に対する通知)

第 13 条 公社は、訂正の申出があったときは、当該申出があった日の翌日から起算して 30 日以内に、訂正の申出に係る個人情報の訂正をする旨又はしない旨を訂正の申出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に通知することができないときは、その理由がやんだ後、通知するものとする。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、公社の保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 9 年 3 月 7 日 理事長決裁)

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

財団法人名古屋市民休暇村管理公社個人情報取扱事務整理票

個人情報取扱事務の名称							
個人情報取扱事務の目的及び概要							
個人情報の対象者の範囲							
個人情報の記録項目							
基本的事項	心身の状況	社会生活	家庭状況				
<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 財産・収入	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況				
<input type="checkbox"/> その他							
個人情報の収集先		個人情報の経済的な目的外利用・提供先					
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <table style="margin-left: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> <input type="checkbox"/>名古屋市 <input type="checkbox"/>その他 </td> <td style="padding-left: 5px;"> <input type="checkbox"/>名古屋市 <input type="checkbox"/>その他 </td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 名古屋市 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 名古屋市 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <table style="margin-left: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> <input type="checkbox"/>名古屋市 <input type="checkbox"/>その他 </td> <td style="padding-left: 5px;"> <input type="checkbox"/>名古屋市 <input type="checkbox"/>その他 </td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 名古屋市 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 名古屋市 <input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 名古屋市 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 名古屋市 <input type="checkbox"/> その他						
<input type="checkbox"/> 名古屋市 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 名古屋市 <input type="checkbox"/> その他						
備考							

